

要 望 書

令和7年1月27日

京葉広域行政連絡協議会

要望事項

I. 広域要望

1. ヤングケアラーへの支援について	1
2. 介護職員・介護支援専門員等の介護人材を確保するための支援の実施について	2
3. 宿泊税導入に向けた税制度設計について	3
4. 産婦健康診査および1か月児健康診査の県内統一の体制整備について	4
5. 子ども医療費助成制度の拡充等について	5
6. 三番瀬の保全再生について	6
7. 新型コロナワクチンに係る情報提供について	7

II. 単独要望

(浦安市)

1. 学びの多様化学校設置自治体への支援について	8
2. 県立特別支援学校の設置について	9
3. 境川河口部の水門及び排水機場の整備について	10
4. 高洲地区の交番設置について	11
5. 羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について	12

(船橋市)

1. 海岸保全施設等の早期整備および適切な維持管理について	13
2. 海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備について	14
3. 主要な国道県道の整備の促進について	15
4. 児童相談所設置に係る専門的人材の確保及び適切なケース記録等の引き継ぎに関する支援並びに児童相談所設置に伴う財政支援について	16

(市川市)

1. 旧江戸川の護岸改修について	17
2. 市川市内における県が事業主体となる道路整備について	18
3. 治水対策について	19
4. 江戸川第一終末処理場の整備促進について	20
5. 真間川下流部における放置車両及び不法係留船について	21

1. ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラー支援にあたっては、高校生をはじめとする、児童生徒に対する周知啓発や相談体制の構築が欠かせないが、市町村からのアプローチには限界があります。

市内の学校であっても市外在住の児童生徒がいることから市事業の周知案内や支援導入が難しく、また、反対に市民が他自治体の学校に通うケースもあり、支援が行き届かない懸念があるため、広域的な支援が必要です。

ついては、次の事項について要望します。

- (1) 県内在住の高校生をはじめとするすべての児童生徒に対して、ヤングケアラーに関する支援が行き届くよう、居住地によらない広域的な支援ができる体制を構築すること。
- (2) ピアサポートやオンラインサロン等、地域を問わずに実施することが望ましい事業は、今後も継続的に県において実施するとともに、悩んでいる児童や生徒がより利用しやすい環境となるよう拡充すること。
- (3) 当該事業等において支援が必要なヤングケアラーに対しては、本人同意のうえ必要に応じて市町村のヤングケアラーコーディネーターや福祉の窓口につなぐ体制をとっているが、支援にあたって必要となる情報（ケア状況や、本人への連絡方法等）についての共通認識をもつためのルール作りをする等、広域的な支援体制を強化すること。
- (4) 直接支援する主体となる市町村の意見を吸い上げることが必要不可欠であることから、県として意見を集約する体制を整えること。

2. 介護職員・介護支援専門員等の介護人材を確保するための支援の実施について

介護人材の不足は全国的に大きな問題となっており、令和6年に厚生労働省が示した「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、令和8年には、県において介護人材が約10,000人不足すると見込まれています。

このような中、国では介護職員の処遇改善を実施しているものの、介護支援専門員が対象外となっているなど、十分な対策が取られていません。

については、次の事項について要望します。

- (1) 介護職員・介護支援専門員を対象とした特別手当の支給、介護支援専門員の法定研修に係る受講料の減額・補助など、介護人材の確保・定着を促進させるための制度の新設及び拡充をすること。
- (2) 国が行う介護職員の処遇改善などを拡充するよう、引き続き国へ働きかけること。

3. 宿泊税導入に向けた税制度設計について

県においては、県内観光の持続的発展と宿泊客の利便性を向上させるために必要となる財源について、令和6年10月「千葉県における観光振興財源のあり方に関する検討結果報告書」において検討結果が出されたところです。

このような中、各市における観光を取り巻く環境については、宿泊者数、宿泊施設数とその種類、旅行（入込）者数等、地域により状況が異なるため、各市の観光施策等は、柔軟に展開することが必要です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 宿泊税の導入に当たっては、その用途を明確にし、納税者をはじめ、観光事業者等の十分な理解が得られる制度とすること。
- (2) 県税のうち、各市町村への支援分については、市町村間の公平性、自由度の高い用途となるよう一定の算定基準に基づいた交付金制度の導入をすること。
- (3) 市町村独自の宿泊税を県税分に上乗せして課税するのではなく、税率は県内一律としたうえで、独自課税を行う市町村については、税率の内訳を市町村と県とで分け合える制度設計とすること。
- (4) 教育旅行などの課税免除について、各市の実態に応じて協議の場を設けること。

4. 産婦健康診査および1か月児健康診査の県内統一の体制整備について

産婦健康診査事業は各市において実施していますが、市外の医療機関等との個別契約や償還払いなどで多くの事務が生じています。

これに加えて、令和5年度の国の補正予算にて示された1か月児健康診査事業についても、令和7年度から実施を検討しているところです。

両事業が県内統一の県医師会等との委託事業となることで県内市町村の事務の効率化と、委託医療機関の増加による償還払いの削減で、市民サービスの向上にも繋がると考えます。

については、妊婦健康診査や乳児健康診査、新生児聴覚検査事業と同様に産婦健康診査と1か月児健康診査事業について県内統一単価による県医師会等との委託事業として実施体制を構築することを要望します。

5. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、国において制度化されておらず、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せしており、財政上大きな負担となっています。

県では、平成 24 年 12 月から入院医療費の助成対象を中学校 3 年生まで拡大しましたが、通院・調剤については小学校 3 年生までのままとなっています。

また、本制度は、子どもの保健対策の充実と子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として実施されていることから、居住地によりサービス水準に格差が生じないように、全国一律の対応が望まれます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であることから、市町村による格差を是正するため、入院及び通院・調剤の助成対象を全て高校 3 年生まで拡大するとともに、県の負担割合について、現行の 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げること。
- (2) 基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国へ働きかけること。

6. 三番瀬の保全再生について

三番瀬は、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域であり、多様な生き物が生息する東京湾の生態系のゆりかごとして、京葉3市においてかけがえのない地域資源となっています。

県では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指した「千葉県三番瀬再生計画」において三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針等を定めていますが、事業計画については、平成28年度の第3次事業計画終了後、次期事業計画は策定されておられません。

については、次の事項について要望します。

- (1) 「千葉県三番瀬再生計画」に掲げる「三番瀬の再生の目標」に対して、定期的に現状を把握・評価し、施策を見直すことにより、三番瀬の自然再生を推し進めること。
- (2) 一連の施策の見直しに関するプロセスについては、公開した上で実施すること。
- (3) 新湾岸道路の計画の具体化にあたっては、「千葉県三番瀬再生計画」と整合性を確保しつつ、貴重な干潟である三番瀬への影響や漁業、市民生活への影響について、今後も引き続き、国・県・沿線市が一体となって取り組んでいくこと。

加えて、東京湾で発生する青潮は、沿岸部の住宅地等へ届く独特の腐乱臭や漁業資源であるアサリやホンビノス貝等の繰り返されるへい死、河川への流れ込みなど、人や生物、自然環境など広範囲に悪影響を及ぼしています。

三番瀬においては、水質汚濁防止法に基づく水質総量削減により有機汚濁物質(COD)、窒素、リンの排水規制を通じて、僅かずつ水質改善が進んでいますが、青潮は毎年発生しており魚介類への甚大な被害も生じています。

については、青潮の発生抑制策として、継続的な有機物、窒素、リンの総量規制に取り組むとともに、貧酸素水塊の発生源となっている千葉港沖から幕張人工海浜沖に分布する海底窪地の埋め戻しや底泥の除去について、漁業関係者や専門家に意見を聞きながら、これまで以上に積極的な措置を講じ、実施内容の効果・検証を行うことを要望します。

7. 新型コロナワクチンに係る情報提供について

新型コロナワクチン接種は、これまで生後6月以上の者を対象にまん延予防上緊急の必要があることから、特例臨時接種として実施され、令和6年4月1日付けで、予防接種法等の一部改正により、対象者は原則65歳以上の高齢者となり、その後、定期接種となっています。

新型コロナワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症による入院等の重症化予防などの効果が見込まれている一方、接種にあたっては、副反応などによる健康被害が起こりえる可能性もあり、各市においては、国から示された情報を基にワクチンの特徴や効果など正確な情報の周知に努めているところです。

また、国の予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチン接種においては、令和6年12月12日現在で受理件数が12,532件に達し、審議結果は認定が8,598件、そのうち死亡認定件数は932件であり、いまだに件数が増え続けている状況です。

については、次の事項を要望します。

- (1) 新型コロナワクチン接種による一定の効果、健康被害の有無等、定期接種の主体となっている市町村に対して、今後も引き続き積極的な情報提供を実施すること。
- (2) 予防接種健康被害救済制度における審議結果等を踏まえ、新型コロナワクチンの効果等を積極的に検証し、その結果を市町村に提供するよう国へ働きかけること。

浦安市

1. 学びの多様化学校設置自治体への支援について

全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあるなか、多くの市町村においても同様の傾向がみられることから、不登校対策は喫緊の課題と捉えています。

このような中、不登校の児童生徒の主体性を尊重し、一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援することが求められています。

こうした状況において、様々な事情や背景を抱えた児童生徒に対して、実態に配慮した、安心して教育を受けることができる学びの多様化学校の設置が必要です。

ついては、次の事項を要望します。

- (1) 不登校の児童生徒に対し様々な教育機会を提供するため、県の責務として、学びの多様化学校に関して、整備費用や運営に関する補助金等の支援制度を確立すること。
- (2) 教職員の配置に関する考え方を明確にすること。

浦安市

2. 県立特別支援学校の設置について

市ではこれまで、本市に暮らす障がいのある児童・生徒、また、保護者の通学の負担軽減を図るため、本市への県立特別支援学校の設置について、様々な機会を通じて要望を重ねてきました。

これを受け、県からは、既存校である明海南小学校及び明海中学校の空き教室を活用し、令和9年度に特別支援学校小学部及び中学部を同時開校する考えが示され、現在、改修に係る設計など、開校に向けた準備が進められています。

一方で、昨今の建築資材の高騰や2024年問題に起因する労働力不足など、建設業界を取り巻く状況を考慮すると、改修に係る業務の遅れが考えられ、ひいては令和9年度開校ができないことが懸念されます。

については、本市での特別支援学校の開校は、本市に暮らす障がいのある児童・生徒、また、保護者が心待ちにしていることから、当初の予定どおり令和9年4月の開校に向け、着実に計画を進めることを要望します。

浦安市

3. 境川河口部の水門及び排水機場の整備について

県企業庁による公有水面埋立事業で造成された地域では、開発当初、自然流下により雨水排水がなされていましたが、地盤沈下によって、排水機能が著しく低下しており、強雨の際には各所で道路冠水が発生しています。

この解決のためには、境川河口部に水門及び排水機場を設置することが不可欠であり、本市ではこれまでも県に対し要望を重ねてきたところです。

これらの要望に対し、内水問題については市が主体的となり取り組む課題との回答がありましたが、昨今のゲリラ豪雨の増加や台風災害の甚大化から、更に踏み込んだ対応が求められます。

地盤沈下により低下した埋立地の地盤高や雨水排水施設の計画高を当初の高さに戻すことができない現状においては、単なる内水排除の問題に留まらず、津波や高潮なども含めた総合的な治水対策が必要であり、公有水面埋立事業を行ってきた県と共有すべき重要な課題です。

ついては、本市の財政負担を含めて協議を行い、境川河口部への水門及び排水機場を早期に整備するよう要望します。

浦安市

4. 高洲地区の交番設置について

日の出、明海及び高洲地区は、県が策定した「浦安地区第二期住宅地基本計画」に土地利用計画や施設整備計画等が示され、これに基づき公共施設等の整備を行ってきました。

本計画には、交番を日の出・明海地区に1か所、高洲地区に1か所の計2か所を設置する考えが示されており、日の出交番は平成18年に設置されましたが、高洲地区については未だ交番の設置には至っていません。

そのため、市では当該用地に「高洲移動防犯ステーション」を暫定的に設置しているところですが、日の出交番が設置された平成18年時点では約9千人だった高洲地区の人口は令和6年には約1万6千人と約7千人増え、今後も人口が増加していくと見込んでいます。

さらには、令和5年5月に日の出・明海地区で連続して不審火が発生するなど、安全・安心への対応の必要性は益々高まっています。

については、治安維持のため、高洲地区に交番を設置することを要望します。

浦安市

5. 羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について

国際的な都市間競争の激化に対して、経済活動を支える基盤である鉄道ネットワークの強化を図ることは重要です。令和5年6月にはJR東日本の羽田空港アクセス線の一部区間について、起工式が執り行われ、開業に向けて大きく動きだしたところであり臨海部ルートを含む3ルートの早期実現が期待されます。

羽田空港と東京湾岸地域を鉄道路線で結ぶことにより、空港から大型集客施設や宿泊施設などへのアクセス性が向上し、更なる地域活性化が見込まれ、国際競争力の強化にもつながるものです。

については、鉄道ネットワークの強化に向け、羽田空港アクセス線と京葉線・りんかい線の相互直通運転を早期に実現するため、国に働きかけるよう要望します。

船橋市

1. 海岸保全施設等の早期整備および適切な維持管理について

船橋市臨海部の海老川水門や船橋排水機場などの海岸保全施設の多くは、昭和40年代に建設されてから既に50年以上が経過しており、老朽化が進行し、大規模地震に対する耐震性能を有していない状況です。

このような状況の中、今後発生が予想されている首都直下地震や津波対策、および被害が甚大化している台風に伴う高潮対策の必要性がこれまで以上に高まっており、さらには、台風などの大雨の際に、海老川からの溢水による浸水被害も懸念されているところであり、内陸部への浸水対策のためには、海岸保全施設はもとより、併せて海老川の排水を担っている海老川排水機場を含む全ての施設が、有事においても的確に機能することが重要です。

については、これまで、国、県において着実に整備を進めていただいているところではありますが、今後さらなる対策が必要となることから、現在実施中の千葉県施行区間の整備促進を要望するとともに、国が事業を進めている「千葉港海岸直轄海岸保全施設整備事業」区間についても、着実に整備が進むよう、国へ働きかけることを要望します。

また、海岸保全施設の整備は令和15年度まで長期間を要し、排水機場については、大雨の際に機能に支障が生じ、海老川の水位が上昇して溢れることとなると、市中心部に大規模な浸水被害が想定されることから、浸水対策として重要な海老川水門や船橋排水機場、および河川施設である海老川排水機場が整備期間中も確実に機能するよう、適切な維持管理を併せて要望します。

船橋市

2. 海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備について

二級河川海老川水系では、台風などの大雨により度々浸水被害が発生している状況であり、計画されている調節池の整備と河道改修等の抜本的な治水対策を早急に実施する必要があります。

本市ではこれまでに、二級河川飯山満川の上流部において、河川への雨水流出を抑制するために、小・中学校のグラウンド等に雨水を一時貯留する施設の整備を行うとともに、住宅地への雨水浸透ますの設置を促進してきたところです。この他にも内水氾濫対策として、下水道（雨水）整備事業に着手したところであり、今後も順次整備を進めていくこととしています。

また、飯山満川の下流部にあたる海老川上流地区では、組合施行の土地区画整理事業が実施されており、本市は土地区画整理事業に対する支援を行っています。この土地区画整理事業に併せて、県が事業区域内における飯山満川を付け替え、河道を拡幅し改修することを予定しています。

令和4年1月18日に開催された第195回千葉県都市計画審議会の付帯意見について、本市は、千葉県が公表した海老川水系洪水浸水想定区域図を作成する際に実施したシミュレーションの条件に、当土地区画整理事業に加え、同事業が概ね完了するころまでに実施が見込まれることが県から示された海老川下流部の計画河床高までの河道掘削及び海老川調節池の暫定掘削を反映したシミュレーションを実施し、この結果について住民説明会等を通して市民に対して説明してきたところです。

ついては、二級河川海老川の抜本的な治水対策として海老川調節池を早期に整備することを要望します。なお、調節池の整備に当たっては「船橋メディカルタウン構想」に示している調節池上部利用ができるよう、本市と綿密な協議を行うことを併せて要望します。

また、緊急的な対応として、令和6年度から着手している河道掘削については、長津川合流点までの完了時期の見通しを示し、海老川調節池の暫定掘削については、必要な工程を示したうえで、土地区画整理事業が概ね完了する頃までに着実に実施することを要望します。

さらに、二級河川飯山満川については、飯山満地区土地区画整理事業と海老川上流地区土地区画整理事業に合わせた整備を早期に実現することを要望します。

船橋市

3. 主要な国道県道の整備の促進について

船橋市内の地域に密接した国道県道は、慢性的な渋滞が生じており、主要な交差点周辺では日中の平均旅行速度が 15km/h 未満の状況にあります。この国道県道の渋滞を避けるために通過車両が抜け道として市内の生活道路に流入し、生活道路の交通量が増大するなど、市民の日常生活や経済活動に支障をきたしている状況です。

また、令和 5 年度に実施した市民意識調査においても、市の施策について力を入れるべきものは、「道路・交通」がもっとも高く 4 割を超えている状況です。

船橋市内の地域に密着した縦軸横軸となる主要な国道県道は、拡幅等の整備が遅れ、慢性的な渋滞を引き起こすとともに、歩行者空間等が狭隘であることから歩行者や自転車等の安全な通行に支障をきたしている状況です。

主要な国道県道の整備は、通過車両の生活道路への流入を排除することができ、子どもや高齢者をはじめとする歩行者等の安全や地域の生活環境の確保など多くの効果が期待できます。

については、慢性的な渋滞の解消と歩行者等の安全や地域の生活環境の確保のため、船橋市内の地域に密着した国道県道について必要な財源を確保し、整備促進することを要望します。

<整備促進を望む箇所>

- (1) 主要地方道船橋我孫子線の 4 車線化(東船橋 3 丁目交差点～高根町交差点)すること。
- (2) 県道夏見小室線の交差点改良(船橋駅北口十字路)と道路拡幅(船橋駅北口十字路交差点～夏見 2 丁目 15 番 10 号ツカサハイツ前交差点)をすること。
- (3) 国道 14 号の交差点改良(船橋競馬場入口、船橋大神宮入口、中山競馬場入口)をすること。
- (4) 主要地方道市川印西線の歩道整備(主要地方道船橋松戸線と主要地方道市川印西線との交差点～法典中央町会会館前押ボタン式信号)をすること。
- (5) 国道 296 号の交差点改良(津田沼駅入口交差点)をすること。

船橋市

4. 児童相談所設置に係る専門的人材の確保及び適切なケース記録等の引き継ぎに関する支援並びに児童相談所設置に伴う財政支援について

児童虐待相談件数が年々増加している中、現状として、市川児童相談所が扱う児童のうち約4割が船橋市の児童となっています。市が児童相談所を設置することにより、船橋市の児童については市の一元体制による一貫した切れ目のない相談体制が構築されますが、その分、市の財源の確保及び専門的人材の確保・育成が大きな課題となっています。平成27年から毎年市川児童相談所等への派遣研修により市職員の育成を行っていますが、豊富な実務経験等が求められるスーパーバイザー等については児童相談所を設置していない船橋市が必要数全てを開設時に配置することは実質不可能です。

については、開設時における、スーパーバイザー等の実務経験が豊富な専門的人材を確保するための支援を行うことを要望します。

また、効果的で的確な業務引継ぎが行えるよう、派遣にあたっては可能な限り、船橋支所に配属されている職員の選任を併せて要望します。

なお、開設時にケース記録等を円滑に引継ぐため、システム間のデータ移行等に支障が生じないよう、市と協議のうえ事前に準備を進めることを要望します。

児童相談所設置の運営費については、普通交付税が措置されるが、算定期日が毎年度4月1日とされています。そのため、年度途中の開設の場合、児童相談所設置中核市には措置されず、普通交付税が県に措置されることから、市児童相談所の開設期日に応じた補助金を創設することを要望します。

市川市

1. 旧江戸川の護岸改修について

一級河川旧江戸川護岸は、整備から既に40年以上が経過し老朽化が進んでおり、首都直下地震をはじめとする大規模地震の恐れ、台風や局地的な豪雨の頻発など、自然災害の発生リスクが年々高まっていることから、現在進行中である護岸整備の早期改修が求められます。

護岸整備の現状は、浦安市区間を高潮対策事業として整備した後、本市区域においては緊急用船着場の機能を有する常夜灯公園周辺(約300m)、広尾防災公園周辺(約380m)及び島尻地先の一部(約230m)の護岸改修に留まっています。

市事業区間約5kmのうち残る未整備区間約4.1km(約82%)については未だ目処がたっていない状況であり、市民の生命と財産を守るためには、全区間の護岸改修が必要不可欠です。

については、旧江戸川の護岸整備において、県「江戸川左岸圏域河川整備計画」に基づき、高潮と地震時の安全性を確保した護岸改修に向けて一層迅速な対応が図られるよう強く要望します。また、整備に際しては、旧江戸川は都市における貴重なオープンスペースであることから、同計画で位置付けられている「水辺に親しめる空間を創出する」考えのもと、進めていただくよう併せて要望します。

市川市

2. 市川市内における県が事業主体となる道路整備について

本市では湾岸道路や京葉道路に加え、東京外かく環状道路や妙典橋の開通により、交通利便性が飛躍的に向上しました。さらに今後、北千葉道路の全線開通や新湾岸道路の整備実現により、そのポテンシャルは益々充実するものと期待されています。

しかしながら、慢性的な交通渋滞による大気・騒音環境の悪化や、渋滞を回避する車両等の市街地・生活道路への流入により、市民生活へ多大なる影響が生じています。

また、災害時に緊急輸送道路での電柱倒壊による通行遮断などの防止が課題となっています。

については、交通の円滑化、慢性的な渋滞解消、災害時の避難路・物資運搬路の確保など、様々な交通課題に対応するため、県が事業主体となっている以下の道路の早期整備を要望します。

(1) 都市計画道路

- ・市川都市計画道路 3・4・13 号二俣高谷線
- ・市川都市計画道路 3・3・9 号柏井大町線
- ・市川都市計画道路 3・5・28 号国分下貝塚線
- ・市川都市計画道路 3・5・26 号鬼高若宮線
- ・市川都市計画道路 3・4・20 号市川松戸線

(2) 都県橋

- ・(仮称) 押切・湊橋 (橋梁整備及び道路の無電柱化)
- ・(仮称) 大洲橋

(3) 既存道路

- ・県道船橋松戸線 (市川大野駅前から浄光寺幼稚園前の区間)
- ・国道 14 号 (市川橋から外環道路までの無電柱化)
- ・県道市川柏線 (不二女子高等学校付近から菅野交番付近までの区間)
- ・県道若宮西船市川線 (外環道路から市川市大洲防災公園までの無電柱化)
- ・県道市川浦安線 (JR 総武線高架付近からイオンタウン市川大和田前交差点までの歩道整備及び無電柱化)
- ・県道船橋行徳線 (市道 7016 号の交差点から JR 京葉線高架下までの区間)

市川市

3. 治水対策について

本市では県から管理委託を受けている排水機場が7箇所ありますが、設備が全体的に老朽化しており、真間川、中江川、湊及び猫実の4箇所については、ポンプの自動運転機能が備わっていません。

また、高潮等で海や河川の水位が上昇した際に、鋼製ゲートを閉鎖することにより、内陸への浸水を防ぐ施設である塩焼陸閘は、令和4年に県立会いのもと実施した点検において、動作不良により完全に閉め切ることができないことが判明しました。

加えて、台風や局地的な豪雨に対して、浸水被害リスクを軽減するためには、特に県管理河川である真間川水系において、過去の被害実績からも、抜本的な対策となる河川事業の完遂が必要不可欠となっております。

については、市民の生命と財産を守るため、次の事項について要望します。

- (1) 排水機場について、突発的な豪雨の発生や台風の接近時、または落雷による停電が発生した時等に甚大な浸水被害を及ぼすことが懸念されることから、設備改修について細やかな対応、及び適切にポンプを稼働させるため運転の自動化を要望します。
- (2) 塩焼陸閘について、従来の機能を確保するための早期改修を要望します。
- (3) 未だ完成に至っていない春木川の改修、大柏川第二調節池の整備及び事業を再開した派川大柏川改修の促進を要望します。

市川市

4. 江戸川第一終末処理場の整備促進について

本市の下水道普及率は、未だ 79.0%（令和 5 年度末）に留まっています。とりわけ県の流域下水道で処理される江戸川左岸処理区においては、外環道路等の都市計画道路の整備に伴い、流域下水道幹線整備が長期化したことにより、市北部を中心に約 10 万人の未普及人口が存在しております。

今後、本市では未普及区域の早期解消に向けて、公共下水道整備の一層の推進を図っていく所存であり、本市を含めた流域 8 市が未普及解消を目指す中で、江戸川第一終末処理場の整備が遅延すると、流域 8 市の公共下水道整備にも影響が及ぶこととなります。

また、同流域下水道への編入計画がある本市の単独公共下水道菅野処理区は、供用開始から 50 年以上が経過し、処理場の老朽化が著しく、今後の状況により、延命化についても検討せざるを得ないものと考えますが、編入可能時期が不明確なことから、江戸川第一終末処理場の整備が進捗しない中では延命化施設の判断にも苦慮するところであります。

については、江戸川第一終末処理場水処理第 2 系列以降を早期に完成するとともに、第 3 系列以降の水処理系列において、整備予定を早期に明示することを要望します。

市川市

5. 真間川下流部における放置車両及び不法係留船について

一級河川真間川は、本市を代表する水辺空間の一つであり市民に親しまれていますが、下流部の原木地区、原木橋南側のエリア約 500m の区間では、放置車両が 10 数台あるほか 50 隻以上の船舶が不法に係留されており、環境の悪化や河川管理上の問題が懸念されます。

河川区域における放置車両や不法係留は、生活環境や治安、水辺の景観の悪化に加えて、洪水時の流下阻害や船舶の流出による災害の発生等につながる可能性があり、県においては、注意喚起看板の設置などの対策を行っていただいておりますが、現状の抜本的な改善には至っていないところです。

については、放置車両の撤去及び船舶の係留の適正化に向けて、河川管理者である県において実効性のある対策を図るよう要望します。

以上のことについて要望します。

令和7年1月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

京葉広域行政連絡協議会

会 長 内田 悦嗣

浦安市長 内田 悦嗣

船橋市長 松戸 徹

市川市長 田中 甲